平成２３年（フ）第４２７号
沖縄県那覇市字真地285番地14
債務者　棚原　　恵
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２９６号
福岡県久留米市上津１丁目20番21―３号
債務者　梅津　有加
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１８６号
福島市伏拝字山ノ入１番地の７
債務者　二階堂　健
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４号
山形市南栄町２丁目２番１号　アルファタウンＡ棟２号
債務者　佐野　祐子（旧姓千田）
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第１８１号
福島県郡山市大槻町字北中野25番地の３
債務者　池上　　博
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第３６２号
石川県かほく市浜北ハ８―４　ラ・メール浜北205号、住民票上の住所金沢市松村７丁目84番地27、従前の住所石川県かほく市外日角ハ71番地２
債務者　新甫　隆之
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４２４号
金沢市高畠３丁目101番地２
債務者　越野　祐司
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４３１号
石川県白山市鶴来本町３丁目ヲ69番地１
債務者　登　　善勝
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２２７９号
愛知県東海市荒尾町水深24番地　６棟403号
債務者　木村　美幸
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３９２号
名古屋市天白区植田南１丁目311番地　第二正和マンション203号
債務者　山川　翔太
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５０２号
名古屋市西区坂井戸町18番地　シャトー新103号
債務者　小島　正之
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７２号
三重県津市芸濃町椋本6279番地４
債務者　梅原達裕こと　陳　　達裕
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９８号
三重県津市一身田豊野1406番地378
債務者　森岡留里子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９９号
三重県鈴鹿市竹野２丁目20番11号、前住所愛知県蒲郡市三谷町諏訪山56　ベイサイドマンション205
債務者　滝川正留こと　ＴＡＫＩＫＡＷＡ　ＭＡＵＲＩＬＩＯ　ＭＡＳＳＡＲＵ
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２００号
三重県津市分部1692番地３
債務者　谷　いづみ
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２０１号
三重県津市藤方297番地　藤方団地４号館22号
債務者　安田　光子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２０２号
三重県鈴鹿市東玉垣町2577番地の11、前住所大阪府堺市北区新金岡町５丁７番544号　田中ハイツⅠ201号
債務者　山本　照男
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
津地方裁判所破産係